

令和6年度第4回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年8月1日(木) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	9時56分から 10時55分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○廣谷部会長

少し早いですけどもおそろいなので、ただ今から第4回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに本日の委員の出席状況、会議の成立状況などについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局(谷本)

はい。そしたら座らせていただいて報告させていただきます。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御出席をいただいております。各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを御報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の公示を行いました。傍聴希望者はありませんでした。

以上報告いたします。

○廣谷部会長

はい。それでは議題1、金額審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から他府県の状況など参考になる情報がありましたらお願いします。

○事務局(谷本)

はい。現状他の所で結審をしたという、そういう情報は私どもの方には今のところまだ入っておりません。いくつかの局はですね、8月5日の月曜日に専門部会と本審ということを用意しているという所が多いというふうに聞いております。

以上です。

○廣谷部会長

はい。では労働者側、使用者側からもそれぞれの所属する組織の中で、情報収

集や意見の集約もされたかと思いますが、参考になる情報や追加の意見などございましたらお伺いしたいと思います。

まず労働者側からいかがでしょうか。

○濱地委員

はい。おはようございます。よろしく申し上げます。

労働者側の方で各都道府県、交渉状況を確認してございますが、まだ入力もしていない所もあるかと思うんですが、おおむねまだ1回、2回の賃金の提示というところで、他府県とも大きなまだ隔たりがあるというふうな状況なのかなというふうに考えてございます。とはいえ我々申し上げたとおり10月1日の効力発効というようなこともありますので、そういったことも意識しつつ交渉してまいりたいというふうに思います。その上で、第2回専門部会で千円以上の71円アップ、歩み寄りということで、第3回で64円アップの993円を提示させていただきました。

根拠はそれぞれの専門部会で申し上げたとおりでございます。更に歩み寄りができないかということで、我々として再考をいたしました結果、令和6年の最低賃金決定要覧の190ページにある、新規高卒者の初任給の和歌山を見ますと、16万1,940円であること。それを時給換算しますと992円であることから、1円減の63円アップの992円を提示したいところでございますけれども、本年、同じく千円越えが難しいというふうに思われます奈良に確認しましたところ、最終的に目安から1円から4円の幅で取りにいきたいというふうな意思を確認いたしました。そういう意味からも和歌山と奈良の地域間格差是正の観点から、それ以上の額である55円アップの984円を本日提示させていただきたいと思います。

我々としては先ほど申し上げましたとおり、10月1日効力発生というものを意識しながら、相当進捗した水準を提示したつもりでございます。よって現時点において、この水準を下回することは到底考えられませんし、この水準を下回ることが本当に和歌山の県民、住民にとってプラスになるのか、和歌山県のためになるのかというところの御判断をいただきたいというふうに思います。

そして、何よりも持続的な企業の成長、企業価値を生み出すのは人材でございます。労働者にお金を掛けることは、コストではなく、投資であるというふうなことを再認識されまして、人への投資を推進していただくことを改めて申し上げておきたいというふうに思います。加えて先ほども申し上げたとおり使用者側におかれましては、もっと県民、住民目線に立った議論をしていただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

続いて使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者です。よろしく願いいたします。

今、濱地委員の方から丁寧な御説明をいただきました。その中で奈良県というお話が出てまいりましたが、奈良県の今のスケジュールを聞いておりますと、本県と同じような形で、8月5日に向かって今専門部会をされているという状況だと思います。数字についてはちょっと把握をしておりますでしたが、スケジュール感としてはそういうことなんだなあということですので、去年もそうでしたが、奈良県の、お隣奈良県さんの協議の状況もよく把握をしながら、まあ格差是正というお話もございますので、そのことも考え合わせながら様子も聞いてまいりたいなというふうに思っているところであります。

最後に言っていたいただいた企業の成長、価値を高めるためには人が大事ということについては全く異議がないところで、人への投資をしながら企業価値、企業の成長を目指していくということについては我々も考えているところでございます。

金額についてはちょっとお時間をいただいて、少し委員、使用者委員のところで協議させていただいた上でお話しをしたいと思います。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

では金額審議につきましては、先ほども労働者側からもありましたように、前回は公労、公使の個別審議を経て、労働者側から64円アップの993円、使用者側からは27円アップの956円ということで、それぞれ金額提示をいただいたということでありました。

その後、審議をまたしていただいて、先ほど労働者側からは55円アップの984円という提示をいただきました。

使用者側の方では少し協議をしてということですので、この後引き続いて協議に入っていただくということですのでよろしいですかね。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

じゃあすみません。使用者側の方で協議をよろしく願いします。

10分程度で。

○児玉委員

はい。

〈使用者側協議〉

○廣谷部会長

では再開いたします。

使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

いただいている資料の方から御説明したいんですけども、資料の6ですね。和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書っていう資料6の中に、10ページですね。最低賃金引上げ額、率と影響率の関係表というのがございますが、御案内のとおり切りのいい数字のところに、まあ大きな節がございます。使用者側の方は最初に、1回目952円、プラス23円というところの話をしました。第2回目が956円、プラス27円ということでお話を申し上げたんですが、今回お話ししたいのは960円、31円のところに一つ大きな節がございます。プラス31円ですね。960円。これが何かと言うとですね、これまた先だって資料をいただいております日本商工会議所さんの調べによりますと、20人以下の正社員の給料のアップ率が3.34っていうのがございます。日本商工会議所、これ何ページでしたっけ。

○中島委員

11ページですね。カラーの参考資料。答申の後に付いてる別添資料の11ページ。

○児玉委員

11ページですね。日商、中小企業の賃金改定に関する調査、正社員の部で20人以下、8,801円、709社で3.34という数字がございます。3.34という数字をこの影響率の表で見ますと960円ということございまして、31円ということが第3回目の提案ということをお願いしたいと思います。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

では本日もそれぞれ金額提示をいただきましたけれども、それぞれの金額提示を受けて、再度今日、個別に検討というのはないということよろしいですかね。あのこの後、一昨日と同じように公労、公使という形で、個別的なちよっと

お話を伺いたいと思うんですけどもそれでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

はい。じゃあまずは公労の方で個別的な協議をさせていただきたいと思いますので、使用者側の方は退席をお願いできますか。

〈公労個別審議〉

〈公使個別審議〉

○廣谷部会長

今、使用者側とも話をさせていただいて、まずスケジュール的にはちょっと事務局の方にお手間ですけども過去40年分の最賃の流れ、変化というものを、大阪と奈良と和歌山でちょっと作っていただいて出していただくということと、後、一人当たりのGDPについても、これは直近の分だけということですけども、和歌山と奈良と大阪の分出してもらって、議論の参考にさせていただきたいということで考えています。

明日10時から予備日であったわけですけども、これについてはその資料も提供いただいて、また後まあ再度金額提示っていうのは難しいのかもしれませんが、両方また提供していただくということで、明日10時は開催させていただきますということをお願いいたします。

そうしますと本日の審議はここまでという形で、次回に持ち越して審議を続けたいというふうに考えます。明日、8月2日金曜日10時からまたこの会議室で開催をさせていただきます。

本日の審議をお持ち帰りいただいて、議論の上でまた明日よろしくお願いをいたします。

その他の議題、何かございますか。

よろしいですか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ないようでしたら本日の専門部会はこれで終了いたします。

本日はありがとうございました。